

事業者各位

要求水準書に関する質問（第1回）に対する回答書

尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

令和5年5月12日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：第1工場跡地整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	要求水準書	-	全般	実施方針・要求水準書（案）への質問・意見に対する回答は有効との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P.1に記載のとおり、「入札説明書等と、先に市が公表した「実施方針」及び「実施方針への質問・意見に対する回答」、「要求水準書（案）」、「要求水準書（案）への質問・意見に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するもの」とします。また、さらに本質問回答との間にも異なる点がある場合には、本質問回答が優先するものとしします。
2	要求水準書	-	全般	し尿処理施設において、定期的な槽内清掃により発生する清掃汚泥の運搬及び処理については、法令上、事業者（SPC）から運搬及び処理事業者への再委託ができないため、契約上は運営委託契約と別ける形で、貴市と運搬及び処理事業者で別途契約書面（SPCも加えた複数者契約）を交わして頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	し尿処理施設の槽内清掃により発生する清掃汚泥は、一般廃棄物として焼却施設で処理してください。
3	要求水準書	-	全般	当該敷地の各ポイントの現況高さの分かる測量図等の資料が有りましたら、ご提示をお願いいたします。	地形測量は実施していないため、事業者にて実施してください。
4	要求水準書	2	空欄の取扱い	「本書のうち、〔 〕と示してある箇所は、事業者の設計に基づく形式・数量・主要項目等を記載すること」とありますが、第4章以降〔 〕がない為、形式・数量等ご指定事項以外は、事業者側で適宜判断して記載することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	要求水準書	5	搬出入道路	搬出入道路としてごみ、及びし尿搬入車は第1工場北側道路が設定されていますが、安全性の確保を前提に南側道路も併用することは可能でしょうか。	南側道路は五合橋線との交差点に信号がなく、安全のため、原則として搬入車は北側道路からの出入とすることとして計画してください。
6	要求水準書	5	搬出入道路	搬出入道路としてその他車両は第1工場敷地北側、または南側道路が設定されていますが、環境影響評価書では走行ルートとして北側道路のみが示されています。主要ルートを北側とすることを前提とすれば、南側も併用可能であると考えてよろしいでしょうか。	その他の車両については、交通安全に注意しつつ、南側道路を併用することも可とします。
7	要求水準書	6	事業期間	「①既存し尿処理施設稼働継続工事（必要に応じて管理棟内の設備を移設する等）」とありますが、稼働継続に際し、以下についてご教示ください。 ①既設し尿処理施設の脱臭装置は換気機能を維持することを前提に撤去してもよろしいでしょうか。また、図面があればご提供をお願いします。 ②プロパン・油脂庫は撤去可能でしょうか。	①脱臭装置については換気機能を維持することを前提に撤去いただいて構いません。図面は本質問回答の添付資料として示します。 ②撤去いただいて構いません。 ③し渣の搬出設備については、代替搬出機能を設けることを前提に撤去いただいて構いません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				③し渣の搬出設備については、代替搬出機能を設けることを前提に撤去してもよろしいでしょうか。	
8	要求水準書	6	事業期間	「既存特高受電棟撤去」に関連して、要求水準書のP. xiにおいて撤去後の外構の仕様は他の第3工場敷地内と同等とありますが、芝生や低木程度の緑地と考えてよろしいでしょうか。	特高受電棟敷地は、現在は第3工場跡地整備用敷地とは別敷地となっていますが、特高受電棟解体後は一体的に利用するため1つの敷地とする予定です。第3工場跡地整備用敷地は、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例に基づき、空地面積の50%＝敷地面積×20%の緑化が必要であり、同基準を満足するように整備を進めています。したがって、特高受電棟解体跡地についても、同様に緑化が必要となります。
9	要求水準書	9	運転管理業務	下水負担金について、「希釈前の原水1m <sup>3</sup> につき税抜785円も含むこと」とありますが、希釈する際にプロセス用水や脱臭設備の排水も混合する場合、希釈後の放流量から、希釈水およびそれらプロセス用水や脱臭設備の廃液を差し引いた水量を「原水量」とみなしてよろしいでしょうか。	現在も同様の推計方法にて算定しています。新施設においても、放流水の基準を守り、プロセス水、脱臭装置排水の流量を確認できるのであれば、ご提案の方法で推計いただくことで構いませんが、具体的には排水収支を確認して決定させてください。
10	要求水準書	9	運転管理業務	し尿処理水を下水圧送する場合の下水負担金については、原水量に応じて料金負担となることから変動費に該当すると考えております。つきましては入札説明書p. 17における「イ委託料の支払い対象」のうち、委託料Bに該当するものと考え、「B-3-③し尿処理施設の下水負担金」として項目を追加し、様式9-5 別紙④、別紙⑥にてご提示するものと考えてよろしいでしょうか。 上記の記載方法と異なる場合については、提示方法をご教示いただけますでしょうか。	原水量は、搬入し尿等の量に応じて変動すると考えられることから、下水負担金についても、B-3-①及びB-3-②の内訳として組み込んでください。
11	要求水準書	9	運転管理業務	下水圧送にかかる支払い費目は、ここに示された「下水負担金」だけであり、一般向けの下水道料金は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水準書	9	運転管理業務	下水負担金について、「希釈前の原水1m <sup>3</sup> につき税抜785円も含むこと」とありますが、本単価は現時点でのものであり、今後の運営期間において変更された場合は精算対象となると考えてよろしいでしょうか。	下水負担金の単価変動についても、運営委託料改定に当たっての物価変動の1つとして考慮することも可能です。具体的には、契約協議において協議することとさせていただきます。
13	要求水準書	9	運転管理業務	焼却灰中から除去された金属やがれきなどの適正処理困難物は、貴市が指定する搬出業者の車両へ積込、または指定引取先への発送を行うものとし、ダイオキシン類の付着等を考慮してリサイクルは行わないとの理解でよいでしょうか。 また、指定引取先への発送費用については頻度・量が推定困難であるため、本事業の運営費に含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	焼却灰から除去された金属・がれきは、ダイオキシン類を含む灰等を除去した上で資源化してください。（現有施設でも、長尺ものは鋼材くずとしてクリンカ等は破碎選別し、磁選機くずとして売却しています。） 発送費用についてはお見込みのとおりです。
14	要求水準書	10	既存施設の運転・維持管理	既存し尿処理施設に搬入するし尿・浄化槽汚泥の計量作業は第2工場又は第3工場跡地に設置される計量機にて行われるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書	10	市が行う業務	圧送接続点から下水処理設備まで（敷地外の部分）の配管設備の維持管理業務は貴市の所掌であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	要求水準書	10	市が行う業務	現在稼働中の第2機械炉-2号炉は停止後に貴市にて、煙突を含む同設備内の付着物及び堆積物のダイオキシン類・重金属類等の調査を実施されるものと考えてよろしいでしょうか。また、実施される場合の時期は令和7年度前半ごろと考えてよろしいでしょうか。	事業者にて実施してください。見積に当たっては、第2機械炉-1号炉の調査結果を参考にしてください。
17	要求水準書	11	関係法令等の遵守	緑化率の達成は、（第Ⅱ期工事）令和13年3月竣工時でなく、（第Ⅲ期工事）令和14年3月し尿処理施設解体後に満足するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	12	土壌汚染対策	「土壌汚染があるものとして工事を進めること」と記載がありますが、	汚染土壌の埋め戻しはガイドラインにも沿った対応のため、その対応で

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				掘削土については存置する既存施設のピット等の地下空間に埋め戻す対応としてもよろしいでしょうか。	構いません。
19	要求水準書	12	土壌汚染対策	「土壌汚染があるものとして工事を進めること」と記載があり、土壌汚染状況については、同章同節 9-(2)-ア-(イ)記載の地歴調査が根拠資料になると考えます。ただし、地歴調査報告書だけでは、汚染物質及び濃度が特定できないため、汚染状況は第二溶出量基準以下、かつ水銀を含まないものと想定して積算し、実施において前述の想定条件に合致せず、基準に不適合であれば協議対象とさせて頂けないでしょうか。	ご質問の対応はできません。土壌汚染状況調査を省略しているため、あくまで第二溶出量基準及び含有量基準超過の扱いとなります。事業者にて、工事計画の必要に応じて、追完調査を実施し汚染濃度を把握することは構いません。 入札に当たって、追完調査を実施することを前提に、ご質問の濃度を想定して積算をすることは妨げませんが、もし基準不適合の場合に協議に応じることはできません。
20	要求水準書	13	仮設工事	要求水準書(案)への質問回答 No. 19 において、第3工場敷地内の特高受電棟解体跡地が現場事務所用の借地として考えられるとのご回答を頂いておりますが、同敷地に整備される駐車場等の敷地の一部を借用することは可能でしょうか。 また、近傍の市の所有施設(東部浄化センターなど)において、工事中の事務所や駐車場用地として借用可能な土地、施設はありますでしょうか。	特高受電棟跡地は使用いただいて構いませんが、第3工場跡地に整備する駐車場は、市職員にて使用するため、提供は困難です。 それ以外の市の敷地は、現時点で貸出ができるかどうか不明ですが、工事の進捗状況次第で、必要に応じて協議に対応する可能性はあります。
21	要求水準書	13	仮設工事	既存し尿処理施設の管理棟について、現在使用していない部屋等があれば、既存し尿処理施設の運転継続に影響がないことを前提に、解体までの期間中その一部を現場事務所などとして借用することは可能でしょうか。	可とします。
22	要求水準書	16	処理対象物の計画性状	「アルキル水銀化合物」の計画性状が『0.005mg/L』で指示されておりますが、添付資料 10-①の分析結果は全年で定量限界値未満(0.005mg/L または 0.0005mg/L)です。よって、計画性状は下水道排除基準の「検出されないこと(ガスクロマトグラフ法の定量限界値)」である『0.0005mg/L』と考えてよろしいでしょうか。	「<0.005mg/L」として扱ってください。
23	要求水準書	16	想定搬入出車両等	リサイクル施設における収集車両として最大 10t のトラック、ないしダンプ車が示されておりますが、これらは不燃系の収集に用いられ、資源系(缶・ビン、ペットボトル)においてはパッカー車のみが使用されているものと考えてよろしいでしょうか。	資源系の搬入車両では、10t トラックや 10t ダンプ車はなく、パッカー車のみを使用しています。
24	要求水準書	17	搬入日及び搬入時間(予定)	「年末年始の具体的な日については、それぞれの年ごとに市の指示により決定するものとする。」とありますが、年末年始における受入体制を検討する為に、過去3年間の年末年始の受付日・受付時間の実績もしくは貴市が想定する年末年始の受付日・受付時間をご教示いただけますでしょうか。	本質問回答の添付資料として示します。
25	要求水準書	17	公害防止基準	「騒音基準値(敷地境界)」の時間区分について、昼間・夜間の2区分とされていますが、貴市告示第96号「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」では、昼間・朝夕・夜間の3区分の基準値が設けられております。本施設においては3区分での監視の必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本事業敷地は、市告示第96号の規制区域外のため適用されません。要求水準書に示して2区分での基準は、告示に基づくものではなく自主的に設定したものです。
26	要求水準書	17	公害防止基準	排ガス基準値について、水銀については法令に基づきバッチ測定での管理と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書	17	公害防止基準	硫酸化物や塩化水素などの酸性ガス発生濃度はごみ質による影響を強く受けますが、適切な排ガス処理設備の計画の参考とするため、既設工場における排ガス処理前の排ガス処理データがあればご提示頂けないでしょうか。また、既設工場において一時的に酸性ガスが高濃度で発生した事象などがあれば併せてご教示ください。	市から提示できるデータはありませんが、既設工場では集じん機入口において瞬時的に酸性ガス濃度が高くなる(HCL 約 400ppm、SOx 約 100ppm)ことがあることを認識しています。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
28	要求水準書	17	公害防止基準	排ガス基準値についてはごみ焼却炉の煙突から排出される排ガスを対象としたものであり、ピークカット用常用発電設備については、別途大気汚染防止法に準拠するものと理解してよろしいでしょうか。また、その他にピークカット用常用発電設備に関する制限(排ガス量等)があればご教示ください。	お見込みのとおり、ピークカット用常用発電設備については、大気汚染防止法に準拠します。
29	要求水準書	18	公害防止基準	排水基準値について「尼崎市下水排除基準に定められる各物質については、(中略)基準値を超過しないこと。」とありますが、確認のため対象となる基準の具体的な項目と数値をお示しください。	本質問回答の添付資料として示します。
30	要求水準書	20	公害防止基準	排水基準値について、総量規制がありますが、総量規制の計算に使用される最大排水量とは事業者から提案する排水収支の最大が適用されるかの理解でよろしいでしょうか。あるいは、環境影響評価書に記載の最大排水量(60m <sup>3</sup> /日)でしょうか。	事業者から提案する排水収支の最大が適用されますが、環境影響評価書で示した最大排水量(60m <sup>3</sup> /日)を目安としてください。
31	要求水準書	20	公害防止基準	排水基準値について、総量規制がありますが、COD、窒素、リンの通常時と最大時の規制値について、具体的な数値をご教示ください。	総量規制基準値(L)【単位 kg/日】は、業種毎に兵庫県知事が定める値(C)【単位 mg/L】と最大特定排出水量(Q)【単位 m <sup>3</sup> /日】の積により算出されます。なお、現在ごみ処理業(大阪湾)の(C)値はCOD:30、窒素:10、りん:1ですが、5年毎に見直し行われ、今後C値が変更となる場合があります。 ※参考資料(添付資料として示します) ・環境保全課作成 水質関係規制法令の手引き ・第8次C値(抜粋)兵庫県
32	要求水準書	20	公害防止基準	し尿処理後の下水道圧送水については、総量規制の対象外との認識でよろしいでしょうか。なお、下水道圧送水に総量規制が適用される場合、COD、窒素、リンの通常時と最大時の規制値について、具体的な数値をご教示ください。	お見込みのとおり、し尿処理後の下水道圧送水については、総量規制の対象外になります。
33	要求水準書	20	焼却残渣(焼却灰及び飛灰)基準値	焼却灰(主灰)の熱しゃく減量について、「大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準」及び「自主基準」が記載されておりますが、熱しゃく減量:5%以下 ダイオキシン類:3ng-TEQ/g以下 を基準値とするものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書	23	引渡性能試験	公害防止基準における騒音基準値は、JIS Z 8731に基づき敷地境界線上GL+1.2~1.5mにおいて遵守する値と理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	要求水準書	27	本施設の性能に関する条件	「当該検査の結果、本施設が事業期間終了後2年間業務を継続して実施することに支障がある場合は、事業者の費用負担において、必要な補修等を実施すること。」とありますが、ボイラ清掃や水管の部分補修などの通常の定期整備にて対応可能な内容については該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、何を「定期整備の範囲」とするかは運営実績を踏まえ、引渡条件協議時に決定することとさせていただきます。例えば、ボイラ清掃は定期整備の範囲と考えますが、水管の部分補修については事業期間終了後2年間に必要とならないように事業期間終了前に修繕していただく必要があると考えています。
36	要求水準書	28	本業務の引継ぎに関する条件	「運転指導は、必要な資格を有する者が実施すること。」とありますが、貴施設に従事する運転員が運転指導を行うに十分な資格及び経歴を有する場合、当該運転員が運転指導員を兼務するものとしてもよろしいでしょうか。	質問にある「貴施設に従事する運転員」が「本事業で配置いただく運転員」を意味するのであれば、当該運転員が運転指導を行うに十分な資格及び経歴を有する場合、運転指導員を兼務することは構いません。質問にある「貴施設に従事する運転員」が「21年目以降に本施設に従事する運転員(市が本事業とは別途用意することを想定)」を意味するのであれば、本事業からの引渡し時に運転指導を受けるべき立場ですので、運転指導員を兼務することはありません。
37	要求水準書	28	その他	「本業務終了時における、・・・なお、協議は事業が終了する5年前までに実施すること。」とありますが、基本仮契約書(案)第14条に合わせ「事業が終了する5年前までに協議を開始すること」と読み替えてもよろしいでしょうか。	そのとおり読み替えていただいて構いません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
38	要求水準書	28	契約適合検査	契約適合検査は、施工の契約不適合責任期間が満了となる時期に、目視点検や運転データの確認などによる満了検査を実施するものであり、詳細については要求水準の通り協議によって定めるものと考えてよろしいでしょうか。	契約適合検査は、必要が生じた際に、詳細を協議により定めるものです。施工の契約不適合責任期間に限らず、設計や運営の契約不適合責任期間でも必要に応じて実施するものです。
39	要求水準書	31	実施設計図書の提出	実施設計図書の提出項目に予備品・消耗品・工具リストが挙げられていますが、実施設計段階ではメーカ選定、詳細設計が完了しておらず、予備品・消耗品・工具リストの提出が困難です。施工申請時の提出とさせて頂けないでしょうか。	施工申請時の提出で構いません。
40	要求水準書	34	工事費内訳書の作成	「積算の基準日は本契約日とする。」とありますが、入札時の物価をもとに提案価格を設定するため、積算の基準日を入札日としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
41	要求水準書	36	現場管理	監理技術者制度運用マニュアルでは、「受発注者間の合意を前提として、請負契約締結後現場施工に着手するまでの期間は監理技術者の専任は要しない」とされていますが、そのように考えてよろしいでしょうか。	マニュアルに従った対応であれば支障ありません。
42	要求水準書	36	現場管理	監理技術者制度運用マニュアルでは、「受発注者間の合意を前提として、工事工程上技術者の交代が合理的な場合は、監理技術者等の途中交代が認められる」とされています。設計期間から現場施工期間のタイミングで監理技術者の途中交代は認められると考えてよろしいでしょうか。	マニュアルに従った対応であれば支障ありません。
43	要求水準書	36	現場管理	監理技術者制度運用マニュアルでは、「受発注者間の合意を前提として、工事の継続性と品質確保等に支障がなければ監理技術者の変更を認める」とされています。し尿処理施設の工事では設計期間と現場着工の間に数年間の待機期間が生じますが、設計期間と待機期間、および待機期間と現場施工期間など工程上一定の区切りにおいて、監理技術者の変更のご協議に応じていただけると考えてよろしいでしょうか。	マニュアルに従った対応であれば支障ありません。
44	要求水準書	36	現場管理	オ、JV 構成員は工事請負契約より前に配置予定技術者届を提出する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書	42	駐車場料金の負担	「駐車スペースに係る料金（参考：1台あたり約2,000円/月（非課税））を市に支払うこと」とありますが、運営委託仮契約書（案）第17条3項において「甲は、委託料の支払いにあたり、乙から甲への支払いが必要な場合、当該支払必要額を委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。」とあり、本駐車場にかかる料金も当該方法にて支払できるものと考えてよろしいでしょうか。	市の財政上、運営費と駐車場料金収入は別費目のため、運営委託仮契約書（案）第17条3項の規定は適用しないものとします。
46	要求水準書	42	駐車場料金の負担	駐車場料金の負担について、2023年2月9日付で公表されている「要求水準（案）への意見・質問に対する回答書」にて「実際に駐車されるかどうかは別として市への登録台数に応じて、支払いを求めます。」とご回答いただいておりますが、事業者が計画した従業員用の駐車場1台のスペース毎に費用（約2,000円/月）が発生するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	要求水準書	43	車両動線	屋内の車路について、資源物の荷下ろしやローダー作業を行わないエリアは車両が通行できれば良いため、梁下高さは有効400mm以上確保するものとしてよろしいでしょうか。	資源物を扱うエリア（ダンプ車により搬入されることを想定しない）であり、搬入車両が荷台を上げたまま搬出するような間違いが起きることが考えられない場合は、車路については通常の車両通行に支障のない高さを確保すればよいこととします。
48	要求水準書	43	車両動線	車両が通行するプラットホーム出入口扉や搬出場出入口扉などの施設内の各所扉、またはシャッターの開閉頻度については、運用の利便性を考慮しつつ事業者にて提案するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書	44	災害対策	「プラントの主要設備の架構及び各機器等の据付ボルトの設計や配管	配管サポートについてはお見込みのとおりです。事業者の考える設計基

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				サポート等細部についても構造計算書を提示」とありますが、個別のサポートに対する計算書ではなく、サポートピッチなどに対する標準的な設計根拠を提示するものと考えて良いでしょうか。	準を提示してください。
50	要求水準書	45	災害対策	「ハザードマップでは、高潮（防潮堤が崩壊しない場合）の場合 3.0m 未満、津波（防潮堤が崩壊しない場合）の場合 0.3m 未満の浸水想定範囲」とありますが、ハザードマップの標記は地盤レベルからの高さで推定されるものの、その際の地盤高さの想定が不明確です。適切な災害対策立案のため、浸水高さは 0.P.+何 m で想定すればよいかご教示ください。	ハザードマップでは基データの地盤高さが記載しておらず 0.P.+何 m か不明なため、あくまで現地盤からの高さとして想定してください。
51	要求水準書	48	投入扉	寸法についてご指示はありませんが、p.16「想定搬入出車両等」に記載の通り一般的な寸法の 10t ダンプ車等の搬入を想定し、幅 3.5m 高さ 5.8m 程度としてよろしいでしょうか。	事業者の想定に委ねます。
52	要求水準書	49	ごみ投入ホップ・シュート	「水平荷重は、建築構造が負担しないものとする」とありますが、臭気対策上シールは不可欠であるため、地震時に投入ホップ支持部にかかる水平荷重が低減できるような構造とすることの理解でよいでしょうか。	本項は 2 燃焼装置(3)「焼却炉本体の水平荷重は、建築構造物が負担しないものとする。(注1)」と関連しています。鉄骨架構に支持された焼却炉と建築構造物(建屋)とは地震時の揺れ方が異なるため、地震時における焼却炉の水平荷重が投入ホップを介して建築構造体に伝わらない計画を求めています。したがって、 ①投入ホップと焼却炉(給じん装置)の間に Exp. J を設ける場合 投入ホップは建築床から吊り下げられるため、地震時水平力は建築構造物で負担とします。 ②投入ホップと焼却炉(給じん装置)の間に Exp. J を設けない場合 お見込みのとおりですが、建築構造体と焼却炉支持架構間での水平荷重伝達を考慮した構造解析をお願いいたします。 ※注1：焼却炉支持架構柱脚の水平荷重は除く 注2：Exp. J：エキスパンションジョイント
53	要求水準書	52	落じんコンベヤ	「分別搬出・資源化も可能なように設計すること。なお、分別搬出の方法についてはドラム缶貯留を基本とする」とありますが、落じん灰の資源化については入札段階では資源化業者と具体的な運用の協議が不可能であるため、設備のみ資源化が可能なように設計し、その運営については本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、資源化するかどうかは現時点では未定ですが、資源化することとなった場合には他の資源化物と同様に、運転により発生し、貯まったドラム缶の交換や貯留、資源化業者への引渡しなどは本事業における運営範囲内と想定しています。
54	要求水準書	53	水槽類	「プラント用水受水槽は、断水時に安全に炉を停止、本施設(断水時にはリサイクル施設、し尿処理施設の運転は行わないため、焼却施設のみを対象とする)を維持するために必要な容量として、2 炉定格運転(基準ごみ)7 日分以上を確保すること」とありますが、断水時には焼却施設における施設運用に必要な最低限の水量とし、通常運転時よりも水量を節約する考えとしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
55	要求水準書	53	共通事項	「受変電設備や各種電気設備は電力引込及び保守管理に適切な位置とすること。各設備は屋内配置を基本とするが、屋外仕様の設備であれば、屋外設置も可とする。」とありますが、屋外用として設計されていることを前提に、ピークカット用常用発電機や特高受変電設備についても屋外設置としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
56	要求水準書	54	受電設備	「※清掃事務所への接続については、供給方式・電圧等は協議により調整することとする」とありますが、過不足のない見積のため、清掃事務所配電計画に必要な条件をご提示頂けないでしょうか。(電圧、相数、容量、本数、取合点、供給開始時期など)	配電計画に必要な諸条件は、現状最新の第3工場跡地整備事業実施設計図より以下のとおりです。ただし、第3工場跡地整備事業は設計施工一括発注による建設工事のため、今後の進捗に応じて変更の可能性もあることにご留意ください。 ・電圧種別：電灯 210V/105V・動力 440V/230V ・相数：単相 3W・三相 3W ・本数：電灯幹線 L1～L6・動力幹線 M1～M5

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量：L1（清掃事務所棟 1 階電灯）：54.105 kVA L2（清掃事務所棟 2 階電灯）：30.21 kVA L3（清掃事務所棟 3 階電灯）：41.25 kVA L4（計量器・計量受付棟電灯）：19.33 kVA L5（倉庫・整備棟電灯）：5.925 kVA L6（収集車車庫棟電灯）：2.52 kVA M1（清掃事務所棟動力）：52.6kW M2（清掃事務所棟動力）：41.35kW M3（計量器・計量受付棟動力）：19.95kW M4（倉庫・整備棟動力）：21.51kW M5（ELV）：6.0kW</li> <li>・取合点：清掃事務所北側ハンドホール</li> </ul> 供給開始時期は、第 1 工場跡地の焼却施設が竣工し次第とします。
57	要求水準書	55	ピークカット用常用発電設備（非常用発電設備と兼用）	ピークカット用常用発電設備の非常用負荷内訳として、助燃用燃料送油ポンプが記載されていますが、燃料として液体燃料を使用する場合に限ると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書	60	プラットホーム	幅員は有効 18m 以上とすることとありますが、幅員の有効寸法はピット方式において車両の切り返しスペースを確保することを意図したものと厚料します。ヤード方式の場合は有効幅員を定義する起点が不明確となることから、車両軌跡を考慮して荷降ろし場への適切なアクセスルートを確認するものと解釈してよろしいでしょうか。	ヤード方式の場合、貯留容量算定上の計画貯留ラインを起点として、計画してください。 なお、柱型のある場所など、車両軌跡を考慮の上、円滑な荷下ろしに支障がないことが確認できれば、部分的に幅員 18m 未満となっても構いません。
59	要求水準書	61	剪断式破砕機	タンクや機等の可燃性大型ごみは、現状の運用と同様に収集車で破砕し、ごみピットに直投可能であり、剪断式破砕機による破砕は不要と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書	64	缶圧縮成型品ストックヤード	「パレットは必要枚数を事業者にて用意すること」とありますが、事業者では適切な枚数の想定が困難であるため、既設での使用量等を参考値としてご提示頂けないでしょうか。	市の実績ではパレットを使用していません。計画される搬出頻度とストックヤード容量を考慮して設定してください。
61	要求水準書	64	ペットボトル圧縮梱包品ストックヤード	「パレットは必要枚数を事業者にて用意すること」とありますが、事業者では適切な枚数の想定が困難であるため、既設での使用量等を参考値としてご提示頂けないでしょうか。	市の実績では、ペットボトル用のパレットは 50 枚程度です。
62	要求水準書	67	設備概要	「処理水は下水処理施設への圧送、または焼却施設での再利用（炉内噴霧）」とありますが、本処理方法を採用した場合でも交付金要件である汚泥再生処理センターとして認められるものと考えてよろしいでしょうか。	そのように理解しています。
63	要求水準書	68	受入槽 貯留槽	搬入し尿等を受入槽にて長時間貯留する場合、大型の夾雑物が固化して配管の閉塞などのトラブルを引き起こす可能性があることから、受入槽及び貯留槽の有効容量に関しては、合計で 14 日以上を確保するものとして、その容量配分は事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	受入槽を 7 日以上としているのは、1 日で 100kL 程度が集中して搬入される場合があるためです。基本的に、受入槽に搬入されたし尿等は、長時間受入槽に貯留しておくことはなく、随時前処理装置にて貯留槽に送るものと考えています。 前処理装置の継続的な稼働により、受入槽から貯留槽に送り続けることで、その分、受入槽の大きさを若干小さくする（その分の容量を貯留槽に加算する）提案も妨げませんが、前処理装置故障時のリスクも考慮して計画をお願いします。
64	要求水準書	69	計装機器	(2) ITV 装置について、「受入室、機械室、各種ホップ等の必要な箇所を監視」とありますが、その次の項の「3 ITV 装置」において「参考：適切な監視が可能なよう詳細設計時に協議する」とあるため、本項についても監視箇所は事業者にて適切に設定するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
65	要求水準書	72	意匠・構造計画	(15) 焼却炉室～(29) その他まで、各部屋に対するご指示がありますが、本項で示される部屋名は例示であり、必要な機能を有していることを前提に、利便性を考慮して一部部屋を兼用してもよろしいでしょうか。例えば「排ガス処理設備室」の仕様が記載されていますが、運用上一体で管理することを考えると焼却炉室と共通とすることが考えられます。	事業者の提案に委ねます。
66	要求水準書	74	外構計画	雨水排水につきまして、敷地北側の公共水路に放流することを考えております。 本年2月の要求水準書案の質疑回答の添付資料「雨水排水経路図①」において、敷地内の最終会所は3箇所ほど設定されているように見受けられます。 これらの最終会所は場内道路上に設置されているようですので、これらの会所の深さや流出管のレベル、流出管径についてご教示ください。	本回答の添付資料として示します。これ以上の詳細が必要な場合は現地確認をしてください。
67	要求水準書	75	衛生設備計画	「洗面器は、感知式水栓とすること。」とありますが、感知式水栓とするのは、一般利用のトイレ用の洗面器であり、手洗い時間が長くなる可能性があるプラントエリアに設ける洗面器等は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
68	要求水準書	75	衛生設備計画	「トイレブース内には、非常時通報設備を2箇所以上設けること(押しボタン式)」とありますが、これは車椅子WCに限ると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	要求水準書	81	見学者通路 壁面グラフィックパネル	グラフィックパネル説明の音声は日本語とし、他の言語はパネルの表記や映像のテロップ等での対応としてよろしいでしょうか。また、対応が必要な言語はパンフレットと同じく日本語・英語・中国語・韓国語でよろしいでしょうか。	多言語での対応は、パンフレットのみで構いません。
70	要求水準書	81	施設紹介映像	施設紹介映像の対応言語は日本語音声とし、他の言語はテロップでの対応としてよろしいでしょうか。 また、対応が必要な言語はパンフレットと同じく日本語・英語・中国語・韓国語でよろしいでしょうか。	多言語での対応は、パンフレットのみで構いません。
71	要求水準書	84	仮設工事	汚水処理について、地下工作物構築のため釜場排水や揚水が必要となった場合、排水に伴う有害物質の処理が必要かを判断するための地下水分析データがあれば提示願います。	地下水分析は、第1工場敷地で測定したものではありません。第3工場跡地整備事業においては令和5年3月よりモニタリングを開始しており、3月2日採水分(地下躯体解体着工前)は要求水準書添付資料05:⑥で示したものです。同箇所での5月11日採水分(地下躯体解体工事中)のものを、本質問回答の添付資料として示します
72	要求水準書	87	標準砂による土壌調査	工事着手前の標準砂によるダイオキシン類及び重金属類の調査は、設置する標準砂を同一ロットとみなし、4検体ではなく1検体の調査としてもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで構いません。
73	要求水準書	90	受付	要求水準書(案)への質問回答No.66において、事業系のうち都度払いの事業者については、事業開始後も事前予約を貴市にて継続して実施頂けるとのご回答頂いておりますが、その搬入時間帯についても現状通り「月曜日から金曜日(祝日を含む。ただし、年末年始は除く)の午前9時から午前10時までと午後2時から午後3時までの間」のままを予定していると考えてよろしいでしょうか。	搬入曜日は月～金を予定していますが、搬入時間については現状をベースとして協議させていただきます。
74	要求水準書	90	料金徴収	「徴集した料金は別途定める期限内に市に納入すること」とありますが、貴市への納入方法、納入頻度をご教示ください。	事業者が手数料を徴収し、市(クリーンセンター)が納入通知を作成し、それに沿って事業者が市(会計室)もしくは口座振込に使用料を入金することとなります。1週間ごと、1カ月ごとなど振込間隔、振込時期については別途協議次第です。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
75	要求水準書	91	搬入管理	「搬入禁止物、事件性のあるもの及び貴金属などを発見した場合、搬入者に返還すること。」とありますが、搬入者が事業者の持ち帰り指導に応じていただけない場合は、貴市との協議という認識でよろしいでしょうか。	その場合は市が指導しますので、即時、市に連絡してください。
76	要求水準書	91	搬入管理	搬入検査によって産廃汚泥の搬入が発見された場合の処置についてご教示ください。	持ち帰り指示をしてください。
77	要求水準書	92	搬出物の性状分析	「リサイクル施設から搬出する資源物等について、分析・管理を引渡先の条件に応じて適宜行い-」とありますが、分析頻度(月1回以上等)の条件に指定はありますでしょうか。	現在は、ガラス残渣に含まれる可燃物の混入率を、年4回測定しています。それ以外には、資源化業者の求めにより必要に応じて実施してください。
78	要求水準書	92	搬出物の性状分析	運営業務にて管理する脱水汚泥量は、脱水機投入汚泥の量と濃度から算出する推量値としてもよろしいでしょうか。	事業者が実施する焼却施設の運転管理上、必要なレベルで把握いただければ構いません。
79	要求水準書	92	設備・機器の適正管理	予備品、消耗品の数量については、施設の安定的な運転が維持されることを前提に、運営事業者にて適切に決定するものとしてよろしいでしょうか。	事業者の計画に委ねます。
80	要求水準書	94	環境保全計画書の作成	し尿処理水については12回/年の分析が指示されていますが、河川放流分については常時監視はないものと考えてよろしいでしょうか。定期的な分析の場合、その測定頻度と項目についてご教示願います。	法令(水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法)に基づいて計画してください。
81	要求水準書	95	点検・検査報告	点検・検査に関するデータは、法令等での決まりが無ければ、電子データの保管としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
82	要求水準書	96	補修・更新報告	補修・更新に関するデータは、法令等での決まりが無ければ、電子データの保管としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
83	要求水準書	97	啓発業務の実施	「工事中は供用施設に関する見学者の受入は行わない。工事の視察等がある場合のみ市にて受付を行うため、事業者は工事現場の説明に協力すること。」とありますが、工事中とは竣工後のOH工事期間を対象としているのではなく、建設・解体工事期間を対象としているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書	97	啓発業務の実施	「見学者・来場者に対し、施設の案内を実施すること」ありますが、来場者も各見学と同様に事前に貴市にて受付されるものと理解してよろしいでしょうか。異なる場合については、来場者に対する案内の具体的な内容をご教示ください。	お見込みのとおりです。
85	要求水準書	98	警備・防犯	「本施設の開館又は閉館に伴う、各門の開錠又は施錠を実施すること」とありますが、搬入者以外の見学者や来場者については、平日の日中(9時~17時等)対応を基本とし、それ以外の時間帯については見学・一般来場者ゾーンを施錠管理するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	添付資料 04	-	尼崎市クリーンセンター(第3工場及び第1工場敷地)の地下状況について	杭の設計を行うにあたっては、第1工場及び第3工場の土質調査報告書(添付資料04②③⑤)を基に、『建築基礎構造設計指針2019』の記載内容に従って粘性土層の圧密応力を考慮した上で支持層を選定するものとして考えてよろしいでしょうか。	杭の設計はお見込みの他、必要に応じ受注者にて追加の地質調査を行い実施してください。
87	添付資料 09:⑤	7.1-54	長期平均濃度(年平均値)の煙源条件	環境影響評価書においては、予測に用いた煙源条件として排出ガス量が示されていますが、新施設の計画においては有害物質の排出濃度が乾き基準の濃度であることから、「排出ガス量(乾き)」を遵守するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	添付資料 09:⑤	7.5-9	表7.5-10 公共用水域への計画排水量	環境影響評価書において、公共用水域への放流量として 焼却施設及びリサイクル施設 平均 約40m <sup>3</sup> /日	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				<p>最大 約 60m<sup>3</sup>/日 とされておりませんが、 運転管理上の上限値は約 60m<sup>3</sup>/日であり、平均の値はシステム計画により増減することが認められるものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	
89	添付資料 10 : ④	-	-	<p>搬入車両の集中度合いを確認するため、年間の平均的な状況、および最大の日における焼却施設、及びリサイクル施設における計量データ（計量時刻が記録されているもの）を開示いただけないでしょうか。</p>	本質問回答の添付資料として示します。